

政治活動用事務所に設置する立札及び看板の類について

公職の候補者等または後援団体が候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を掲示することは、法律で定められた範囲でのみ認められています。

公職の候補者等または後援団体の政治活動用事務所に設置する立札・看板の類は法律で設置が認められたものに該当しますが、その枚数や規格に制限があります。

(※公職の候補者等＝公職の候補者または公職の候補者になろうとする者)

1 設置できる数

選挙の種類に応じた総数の範囲内で、かつ、政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において2枚までと決められています。

※ 事務所の実態のない場所（田畑や空き地など）には設置できませんのでご注意ください。

【選挙ごとの総数一覧】

	候補者等の看板等の総数	後援団体の看板等の総数
市長選挙（政令市）	10	10
市議会議員選挙	6	6

2 証票による表示

立札・看板の類には、新潟市選挙管理委員会¹の定めた「証票」を貼り付けなければいけません。
(有効期限がありますので、期限前に再申請が必要です。)

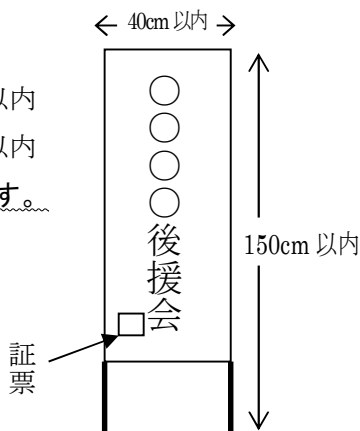
- ①有効期限 最長で4年間（現在の受付分 → 令和8年5月まで）
- ②請求先 新潟市選挙管理委員会事務局（新潟市役所上大川前庁舎2階）
- ③提出書類 「証票交付申請書」
- ④添付資料 「設置場所地図の写し（A4サイズ）」※再申請で場所が同じ場合は省略可
後援団体の場合は、「設立届の写し」及び「規約の写し」が必要です。

3 規格等

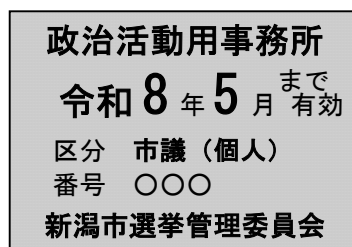
縦 150cm 以内

横 40cm 以内

※ 足を含まず。



(証票の様式) 市議・候補者等の例



※ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

新潟市選挙管理委員会事務局

電話 025-226-3346 (直通)、FAX 025-225-5155

○ 公職選挙法(抜粋)

(文書図画の掲示)

第143条

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。)の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5第1項に規定する後援団体(以下この項において「後援団体」という。)の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。

(1) 立札及び看板の類で、公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り、掲示されるもの

(略)

17 前項第1号の立札及び看板の類は、縦150センチメートル、横40センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の定めるところの表示をしたものでなければならない。

(略)

(選挙運動に関する各種制限違反、その1)

第243条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

(略)

(4) 第143条又は第144条の規定に違反して文書図画を掲示した者

(略)

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

第252条 この章に掲げる罪(第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3及び第253条の罪を除く。)を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 この章に掲げる罪(第253条の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

(略)

○ 公職選挙法施行令(抜粋)

(後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等)

第110条の5 法第143条第16項第1号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)1人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第199条の5第1項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)のすべてを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(略)

(5) 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 6

(6) 公職の候補者等が指定都市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 10

(略)

4 法第143条第17項の規定による表示は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の交付する証票を用いてしなければならない。

(略)